

## 市立特別支援学校における医療的ケア支援事業実施要綱

(平成 29 年 4 月 1 日教育長決定)

(目的)

第 1 条 この事業は、看護師や医療的ケア指導医を必要に応じて特別支援学校に配置し、また、教職員が医療的ケアを実施できる体制を整えることで、市立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「児童生徒」という。）が、安全に安心して学校生活を送ることができるようにすることを目的とする。

(対象となる児童生徒及び医療的ケアの内容)

第 2 条 この事業の対象となる児童生徒と医療的ケアの内容は、次の要件を満たしているものとする。ただし、医療的ケアを実施する教職員（以下「教職員」という。）については、「教職員によるたんの吸引等の研修事業（特定の者対象）実施要綱（平成 24 年 4 月 1 日 教育長決定）」（以下「研修事業実施要綱」という。）第 5 条に定められた内容に限る。

- (1)主治医が、当該児童生徒及び医療的ケアの内容について、学校において看護師や教職員が当該医療行為を行うことに支障がないと認めたもの。
- (2)保護者が、当該児童生徒について、日常的に家庭で行っている医療的ケアの内容の範囲内であるもの。
- (3)学校長が、当該児童生徒及び医療的ケアの内容について、学校において看護師や教職員が当該医療行為を行うことに支障がないと認めたもの。

(看護師の配置)

第 3 条 看護師の配置は、次の各号により、神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

- (1)学校長は、第 2 条に該当する児童生徒の人数と状況を、教育委員会に報告する。
- (2)看護師の配置人数等については、各学校の児童生徒の人数や状況に応じ、教育委員会が決定する。
- (3)看護師の配置に係る経費は、教育委員会が負担する。
- (4)配置された看護師は、学校長の指揮監督のもと教職員と協力して医療的ケアの遂行に従事する。

(看護師の業務)

第 4 条 医療的ケアに従事する看護師は、学校長の指揮監督のもと、次に掲げる業務を行う。

- (1)児童生徒に対する医療的ケアの遂行に必要な主治医の指示を受ける。
- (2)主治医の指示を受けた児童生徒に対して校内及び校外における医療的ケアを行う。但し、泊を伴うものは、別に定める。
- (3)前号の業務に必要な健康観察等を行う。
- (4)教職員への助言及び研修を行う。
- (5)必要に応じて校内医療的ケア委員会に出席する。
- (6)その他教育委員会及び学校長が必要と認めた業務を行う。

2 学校長は、児童生徒の情報が看護師全員に円滑に伝わるよう、前項(1)から(6)までの業務に加え、次に掲げる業務を行う看護師を指名する。

- (1)看護師の勤務割り当てを取りまとめ、管理職に伝達する。
- (2)養護教諭と共に、児童生徒の情報を集約し、他の看護師に伝達する。
- (3)医療的ケアに関する会に出席する。
- (4)その他教育委員会及び学校長が必要と認めた業務を行う。

(医療的ケア指導医の委嘱)

第5条 医療的ケア指導医の委嘱は、教育委員会が行うものとする。

- (1)医療的ケア指導医は各校に1人配置する。
- (2)医療的ケア指導医の委嘱に係る経費は、神戸市教育委員会講師謝礼等取基準に基づくものとし、教育委員会が負担する。

(医療的ケア指導医の業務)

第6条 医療的ケア指導医は、次に掲げる業務を行う。

- (1)医療的ケアの実施に当たっての指導・助言
- (2)「校内医療的ケア検討委員会」「校内医療的ケア通学検討委員会」への参加又は指導・助言
- (3)主治医との連携
- (4)医療的ケア児の宿泊行事への参加の判断に当たっての指導・助言
- (5)医療的ケアに関する会への参加
- (6)医療的ケアに係る研修や巡回相談での講師や助言
- (7)その他学校長が児童生徒に対し、必要と認めるもの

(教職員による医療的ケアの実施)

第7条 教職員は、研修事業実施要綱に定められた研修の全てを修了した者に限り、研修事業実施要綱第5条に定められた内容及び対象の児童生徒に対して、医療的ケアを実施することができる。

(手続き)

第8条 医療的ケアの実施において、保護者は次の手続きを行う。

- (1)事前に医療的ケア実施申請書を学校長に提出すること。
- (2)主治医に校内での医療的ケアに関する指示書の提出を依頼すること。
- (3)登校時に児童生徒の健康状態について、学校に報告すること。
- (4)医療的ケアの内容に変更が生じた時には、所定の手続きにより学校に報告すること。
- (5)緊急時の連絡先を明確にし、学校に届け出ること。

(会の設置)

第9条 教育委員会は安全かつ適切な医療的ケアを実施し、各学校間の連携を図るために、次に掲げる会を設置する。

- (1)認定研修実施委員会及び神戸市医療的ケア連絡会
- (2)医療的ケア指導医連絡会

2 学校は、安全かつ適切な医療的ケアを実施するために、次に掲げる会を置くこととする。

(1)校内医療的ケア委員会

(2)校内医療的ケア通学検討委員会

(緊急時の対応)

第 10 条 学校長は、医療的ケアの実施にあたり、医療機関、保健所（保健センター）、消防署等の関係機関との連絡支援体制の整備を図るとともに、児童生徒に異常が生じた場合、速やかに処置がとれるよう、緊急時の対応マニュアルを策定し、当該マニュアルの内容について、関係者全員に周知させなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるものの他、本事業に必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。